

## みなし指定事業所の指定更新事務について（追加説明資料）

### 1、法人の定款

総合事業を行うには定款に位置づけが必要です。総合事業を新規に行う事業所以外の「みなし指定」の事業所であっても、定款に総合事業を行う旨を位置づけてください。

記入例 「介護保険法に基づく第 1 号訪問事業」  
「介護保険法に基づく第 1 号通所事業」  
「介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援サービス事業」

※従来の「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」については平成 30 年 3 月 31 日まで実施する可能性があるため、それまでは定款等から削除しないでください。

### 2、運営規程

運営規程について「総合事業の開始に伴う運営規程の取り扱いについて（通知）愛知県高齢福祉課長 H29.6.1 発出」に留意し作成してください。

総合事業を行う事業所で、居宅サービス又は地域密着型サービス、介護予防サービスを提供しており、そのサービスを一体的に行っている場合においても、総合事業（現行相当、緩和型）の運営規程は別に作成する必要があります。ですが、総合事業の現行相当サービスの運営規程と緩和型サービスの運営規程は一体的に作成が可能です。

### 3、指定更新手数料

知立市では、指定更新に係る手数料は必要ありません。